

会議録

会議名 令和５年度第２回郡山市公文書等の管理に係る懇談会
日 時 令和５年７月１０日（月）１５：３０～１７：００
場 所 郡山市役所西庁舎６階 第２委員会室（リモート出席者あり）
出席者 石田 宏壽委員（座長）、大河 峯夫委員（座長代理）、
白井 哲哉委員、梅原 康嗣委員（リモート参加）、
白石 烈委員（リモート参加）、徳竹 剛委員（リモート参加）
事務局 総務部 部長 宗方 成利
〃 部次長兼総務法務課長 山内 憲
総務法務課 課長補佐 佐藤 友洋
〃 主任主査兼文書係長 早川 裕子
〃 文書係 主任 橋本 浩光、主査 橋本 佑也、西間木 勇吾
文化スポーツ部次長兼文化振興課長 穴戸 秀明
文化振興課 課長補佐 上石 伸弥
〃 (仮称)歴史情報・公文書館設置準備室 室長 嶋根 裕一
〃 主任 佐藤 泰之、主任 国分 俊徹、主査 渡邊 裕太

- 次第 １ 開会
２ 議事
（１）特定歴史公文書等保存と利用
（２）公文書ファイル管理簿と特定歴史公文書の目録
（３）特定歴史公文書等の利用請求権
（４）論点３ 利用請求から決定までの日数
（５）論点４ 死者の個人情報の取扱い
（６）論点５ 特定歴史公文書等の廃棄
３ 閉会

司会 定刻となりましたので、ただ今から令和５年度第２回公文書等の管理に係る懇談会を開催いたします。本日は、梅原委員、白石委員、徳竹委員につきましては、オンラインでの参加になります。なお、白石委員につきましては少し遅れるとご連絡がありましたので、併せてご報告させていただきます。それでは次第に従いまして議事に入ります。
開催要項第６条の規定により、座長が進行することとされておりますので、石田座長に議事の進行をお願いします。

石田座長 前回、かなり熟した議論を重ねました。その辺のところをまとめていただいていると思いますので、それらを前提にしながらいろんなものを進めて参りたいと思います。ご意見賜りたいと思います。よろしくお願いします。では、早速

議事に入らせていただきます。まず、1 番目の特定歴史公文書等保存と利用について説明をお願いいたします。

事務局 議事に入ります前に、前回の会議の振り返りというか、1 つご報告させていただきたいと思います。

【説明】

資料 1 令和 5 年度 第 1 回郡山市公文書等の管理に係る懇談会における質問等回答表

白井委員 今、最後のところで振り返りということでお話になった 2 ページの 9 番のところですけども、9 番のところに書かれている話と、今ご説明いただいたことは、少しニュアンスが違うように思いました。2 ページ目のこの資料に、あくまでも現状では認証アーキビストを置くことは難しいと考えていると書かれていることと、今ご説明いただいた、今後そういうことに向けて努力をしていくという話、この 2 つは同様の実態をお話しているのかもしれませんが、やはり将来を見据えた話としては、口頭で今お話いただいたことが、私などにとっては希望の持てるお話をいただいたかと思いました。そういう公文書の専門的な研修を受けたものを、配置していくように、努力していくということを今口頭でおっしゃったと僕は理解をしているのですね。ただ、ここに書かれているのは、できませんと書いているだけなので。

事務局 申し訳ありません、資料にはそのような表現としましたが。やはり前向きにそこは考えていきたいという思いで、今お答えさせていただいています。当然、前回の会議でもありましたとおり、これから認証される方が増えていくと、そういった状況も踏まえながら配置を考えていきたいという意味でございます。

白井委員 はい、その辺をあえて確認をしたくて、発言をしました。失礼いたします。

石田座長 それでは (1)の特定歴史公文書の保存と利用について説明をお願いします。

事務局 【説明】

資料 2 特定保存文書等の保存、利用等

(白石委員 オンラインで入室)

石田座長 それでは、ただいま説明いただいた保存と利用のことについて、質問、ご意見等ございますか。とにかく細かいですね。国も 1 つのラインを、そこに立てながら進めているということなので、この流れの中で(2)の方に進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。それでは、2 番目の公文書のファイル管理

簿、特定歴史公文書の目録についての説明をお願いします。

事務局 【説明】

資料3 特定歴史公文書等の保存等

石田座長 説明いただきましたけれども、大きく変わる点はどこですか。表はみんな緑色だから、みんな変わってしまいますか。

事務局 表の緑色にした部分は追加の情報でございまして、あくまでも左側の現用文書のファイル情報に対して付け加えているものです。

石田座長 現用文書の内容は残るということですね。

事務局 取り扱いが違いますので、歴史公文書として市民の方が利用するのに必要な情報を追加するという考えです。

石田座長 はい、了解いたしました。何か質問、ご意見等ございますか。

白井委員 座長、よろしいでしょうか。今の石田座長の質問に続けてになりますが、4ページ目の資料で強調されている部分は、右側の特定歴史公文書等の目録の案として、この楕円がついている件名、摘要が付け加わるということがかなり大きい追加部分だと拝見します。これはファイル名というからには、大きい分厚い紙を2つ折りにしてあるのがファイルで、そのファイルごとの名前がついているというのが、この左側の現用文書のファイル情報ですよ。それでこの、右側の場合は、件名ってことは、そのファイルの中に挟み込まれた1つ1つの文書の名前が全部ここに列挙されるという、そういう理解でよろしいですか。要は、何を書くのですかということです。主だったものとか、いろんなことが想定されると思うのですが、要するにイメージですから、今のところ案ですから、想定されている書きぶりを教えていただければ、とりあえずいいのですが。

事務局 あくまでもまだ想定されているイメージにはなりますが、簿冊単位でファイル名が分かりにくいものについて、重要な政策等につきましては、件名のような形で、件名のないものについては摘要ということで、いわゆる古文書でしたら、亀甲括弧（〔 〕）でくくるような、そういったタイトルを入れるようなことを、想定しております。

白井委員 今のお答えの前半のことを伺っていると、例えばファイルに、10個の文書があるとすると、その内容の主なものがいくつか列挙されるという、そういうイメージで伺ったのだけど、そういうことですか。いや、何がダメとかじゃなく、どういう書き方を想定されているかをとりあえず今伺えれば結構なので、

そういった主だった施策だとか、あるいは事項だとかそういうものがここには、1つならずいくつか書かれるという想定をされているということでしょうか。

事務局 はい。そのため、場合によっては書かないものももちろん出てきますし、摘要のないものもございます。分厚い簿冊、庶務綴りのようなものでしたら、本当に重要なものだけ載せるというのも考えております。

白井委員 主だったそこに綴じられている、挟まっている文書の内容について、参考情報としてここにいくつかを書くという、今のところのイメージということですね。わかりました。それをどう見るかは、ちょっと他のところ委員の方々の意見を聞いてみたいですが。とりあえずは理解しました。ありがとうございます。

石田座長 他の委員の方、どうですか。他の内容のことでも結構です。

白石委員 今の白井委員の質問に被せる形で、この摘要欄は、主立った内容をファイル名からでは類推できない場合、補足情報・参考資料として書くということでしたので、現状スタートする段階のマンパワーとか考えると、それもやむを得ないかなと思います。理想で言えば、その1つの簿冊に10件の件名文書が入っていた場合、何々の件っていうのが、全て網羅、列挙されていればベストですけども、それはちょっと十分な目録作成体制、人的な体制ができてからでないと、難しい面もあるのかもしれないので、現状、主立ったものを必要であれば補足的に書くという今の案は妥当かなと、現実的かなという気がします。現状、このネット目録の段階でこれだけの件名を、割合に網羅出来ているのは国立公文書館レベルじゃないかなと思います。後で梅原委員に補足いただきたいですけれども、国立公文書館は目録係という、この件名目録を取ることを本務とする係を確か設置して、通常業務でそれを行っていただくと研修の時に教わったのですけれども、逆に言うと、そのぐらい手厚くしないと、簿冊1冊に対してのその件名を全件網羅していくっていうのは難しいのかなという風に感じました。将来的な目標としてはあるかもしれませんが。

石田座長 徳竹委員、何か感想はありますか。

徳竹委員 例えば機械的に件名を、さっきの例だと10件あるとして、10件全部入れていくというのは、それは確かにマンパワーがとてもかかるというのがあると思うのですが、一方で、そういう文書の件名では、実はよくわからないようなものというのがあるんじゃないかという風にも思っていて、むしろ、件名ではなくてキーワード的なものを入れていくというのも1つの手なのかなという気がします。役場の言葉であったり、会議の名前であったり、なかなかそこからはイメージできない件名というのものもあるかなという。そんなところもあるの

で、うまく活用されたらいいのかなと思っていました。

梅原委員 まず、目録を1年以内に公開するということが最優先。その上で、今回は元々現用段階で作られていた公文書ファイル管理簿の情報をできるだけ生かして、それを歴公館でも活用しようという発想なので、これはこれで良くて、かつ、事務局で考えられたのは、文書件名だけで内容が分からないものについては摘要として追記するという風にされていますので、努力はここでは見られると思います。もちろん、そのためにどれだけの人手がさけるかというのは、その次の問題になると思いますので、まずは、現用文書をきちんと管理して、その情報を活用するということに力を注いでいただければと思います。以上です。

石田座長 ありがとうございます。今、委員のほうでまとめていただいたので、集約されるかと思います。大河委員の方ではありますか。

大河委員 目録なのですが、特定歴史公文書等の目録(現段階の案)というの、見まして、利用する方ではこれを検索する場合に、最初どこを検索すればいいのかなと感じました。総務法務課っていうので検索をして、それから項目を出すのか。どのように検索していくのか。

事務局 今後ウェブサイトなどで、そういった専用のページなどを作りまして、その中でキーワードを入れて検索するというようなシステムを作っていくというような形になります。

石田座長 市役所の総務課じゃなくて、特別なやつがあるのかな。

白井委員 これは歴公館でそれをやるということですよ。

大河委員 その目録なのですが、目録作成課が総務法務課ってなっているが、その中で、作成年度、ファイル名、件名という内容のそういう目録が出てくるのか。

事務局 ここに書いてあるのはサンプルでありますので、総務法務課であったりする場合もありますし、他の、例えば登録部門があったり、要はその当時の事業等の担当課がここに出てくるという形ですね。

大河委員 検索する場合は、何をもって検索するのか。

白井委員 おそらく、大河委員のご心配で言うならば、多分、言葉を入れて、その言葉が載っている文書を、データベースから引っ張り出してくると。その時にファイル名に載っている言葉で引っかかるので、ここで実は件名とか摘要に何を書くかが問題になってきて、ここに載っている言葉が、おそらく引っ張り出せる言

葉になってくるということにはなるだろうと思います。基本はこのファイル名、文書の大きな簿冊のタイトルで引っ張り出してくるというのが基本かなと、みていて思っておりますが、そんなところですね。

大河委員 だいたいこういう形式なのですか。

白井委員 紙の目録も多分あるはずですが。そのイメージはまだちょっとここでは僕にもわかりませんが、もっと細かい話に多分なるので。ただ、その紙にしてもネット上にしても、その目録に、書かれる情報はこういうものだっていうことで。大河委員がその数十年前の公文書を探そうと思って引っ張り出すとすると、おそらくこのファイル名が中心になるのではないかなと想像いたします。

事務局 個別のキーワードで検索することもできますし、それだけではヒットしない場合もありますから、全体のファイル一覧を同時に公表しますので、例えばそこで当たりを付けていただくとか、そういうこともできるようになると思います。他市を見ましても、そのような形で整理されているような感じになります。

石田座長 わかっている項目についてはスッと入るだろう。そうでないのは、やっぱり大きなところから入っていくしかないのだろうね。
次に(3)の特定歴史公文書等の利用請求権について説明をお願いします。

事務局 【説明】

資料4 特定歴史公文書等の利用請求権

石田座長 かなり広範囲にわたる内容がありますが、質問・意見等いただきます。国の方の基準を前提にして進められてきているということですが、なにか気になるところはございますか。

白石委員 1点質問よろしいですか。純粋な質問です。7ページの比較表の1番下の行の文言についてです。原本の破損や汚損などを生ずる恐れがある場合。これはいいのですが、次がちょっと面白いなとかちょっと確認したいのですが、市長が原本を利用している場合は、その間は非公開ですよということだと思いのですけども、この元になる参考にした案に、この市長が原本を利用しているってのが書いてあったのですか。それとも、何かをこう郡山市に読み替えて、ここに市長ってのが入っているのでしょうか。

事務局 6ページの最後の1番下の米印として、これは書かせていただいていたのですが、貸出や展示などを想定させていただいております。すいません、参考にした出典はちょっと今出てこないものですから、申し訳ございません。

白石委員 つまり市長名で、貸出や展示などを文書上は処理するということで、それで、市長が原本を利用している場合とこう読み替えるっていう、そういうことですか。そういうことでよろしいですか。

事務局 はい。別途利用しているような場合は、そちらを優先させていただくというようなところですよ。

白石委員 わかりました。はい、ありがとうございます。

石田座長 主に展示というような形だね。

事務局 そういったことが想定されます。あとは何か学術的に使いますという時があれば、お使いいただいている期間、ご勘弁くださいっていうのはあるかなと思っています。

石田座長 その他ございますか。私から、7ページの第1号、第2号、第3号と書いてありますが、その内容がわからないので、これはどういう意味ですか。公開する、非公開するっていうことについての区分ですか。

事務局 はい。これは、情報公開条例の規定がありまして、情報公開条例では7条の中に、これだけの数の非公開情報の括りがありまして7条第1号、7条第2号とあります。その具体的なものはこの左側の、例えば法令または他の条例規定に非公開になっているものとかいうのについては、やはり1番よく聞く個人情報ですね、そういったものの、条例上の号数・番号を入れていました。

石田座長 わかりました。不開示の内容を提示する時の区分になっていたと。ありがとうございます。
論点3の利用請求から日数関係についてお願いします。

事務局 **【説明】**
資料5 利用請求から決定までの日数

石田座長 現状に鑑みて、こういう日程として1番右側に示されている形で提示いただきました。ご意見いただきます。はい、どうぞ。

白井委員 郡山市が情報公開条例で定めた日数よりも、公文書管理条例の方で延長期限を長くするというので、実態に鑑みたり、お気持ちをしん酌したりすれば、個人的には理解できる場所ではあります。ただ、市民の皆さんに説明をするときは、やはりこの辺少し言葉を補ってというか、説明をされるといいのではないかと思います。例えば情報公開条例だと今の仕事に関する文書ですから、手間がかかる場合に30日という風にしていると。ただし、特定歴史公文書にな

ると、過去の経緯に遡って調べなければいけないことが増えてくる可能性があるから、現用文書のチェックよりは時間をかける可能性があるとか、何かそういうことで、延長して期間を伸ばす理由を説明される必要があるのではないかなという風に思いました。これは感想に近い話ですが、一言申し上げておきます。

石田座長 ありがとうございます。他の委員の方は何かございますか。

白石委員 梅原さんから手が上がっています。

石田座長 はい、すみません。どうぞ。

梅原委員 はい、お願いいたします。今日、作っていただきました表は、とても参考になるのですが、基本は現用文書の情報公開条例と並びになるということが、見て取れます。尼崎市はちょっと違ったようすけれども、それ以外は基本セットになっているというところが、まず1つあります。一方で、郡山市は情報公開条例においては他の自治体とは違う点が1つあって、延長期限を30日以内とこれは国も含めてみても最短なのですね。30日でやっているところ、ほとんどないのではないかなと。情報公開をまだ十分調べていませんのでわかりませんが、この表を見る限りでしたら、どんなところでも、現用段階において45日以上かけているというところで、郡山市は、情報公開に対してかなり積極的な取り組みをされているのだと思います。これは今、白井委員が言われたように、ご自身の担当の部署の業務について、それをかなり努力していただいて、短期間で処理をしているというところは素晴らしいことだと思います。ご説明にありましたように、延長の期間は、普通、上と下で、見ていただくと、大体、30日、一月ぐらいというのが、通例になっているので、おそらく、延長する場合は、いろんな観点から確認するのに30日程度かかってしまうのだというのは、どの事例でも共通しているという風に思いますので、やはり説明の仕方には注意は必要だと思いますけれども、これで、やることについては一応理解ができるのかなと。もちろん、これは「以内」と言っていますので別に45日かける必要はなくて、処理が終われば速やかに利用決定をされるという風に思いますので、そういう期待を込めまして進めていただければと思います。以上です。

石田座長 はい、ありがとうございます。今、そういうご意見をいただいて進めてまいりましたので、このことについては、示されている形で続けて取り組んでいくというようなことにしたいと思います。では、次の論点4、死者の個人情報の取り扱いについてお願いします。

事務局 【説明】

資料6 死者の個人情報の取扱い（本人情報の取扱い）

石田座長 亡くられた方への対応ということで挙げられましたけども、いずれにしろ、その最後の部分ですね、審議会とか委員会とかっていうのに委ねて、そこで繋がりになかった部分のところは、対応していくというような示し方ですが、いかがでしょうか。変な話だけど、事務、具体的にどんなのが出てくるのだろう。

事務局 やはりこの亡くなった方の、権利関係のある方が、故人の情報をなんとかして、知りたい、調べたいというような、場合によっては法的な手続きに必要なこともあるので。

石田座長 利害が絡んでいるような問題とかね。

事務局 そうですね。資料 11 ページに戻っていただきますと、秋田市等は、こういった、(1)被相続人ということで、例えばその不法行為による損害賠償請求権を持っている人だとか、そういう方も出てくるんですね。ですから、やはりそういったものがあるのかと。もし委員の方でわかれば、教えていただきたいです。

石田座長 はい、わかりました。この示し方については、色々なところでもうすでに対応している内容がありますので、それを前提としながら示させていただいていますので、それはそれなりの、特に最後の管理委員会などに付託して、そこで決定していくというようなこともそこに示されておりますので、そんなところで進めてまいりたいと思います。よろしいでしょうか。梅原委員どうぞ。

梅原委員 今日の会議、最初から話として続いていますのは、基本的には現用文書の管理の時の考え方、情報公開条例との整合性をきちんと取ります、この考え方を郡山市では採用しますという、基本の考え方が先に示されておまして、実際、現在の郡山市では、亡くなられた方であっても、一定の範囲の方については、情報の開示をするということが認められている条例だと。そういうことで、それと、対応するような形にしたいというのが今回のご提案だという風に整理されます。それで、まず、公文書管理法の中では、この問題については情報公開というよりは、個人情報の管理の問題として整理がされていて、郡山市の個人情報公開条例とは別の考え方を取っています。郡山市は、もうすでにある条例との整合性を優先したということなので、形としてはこのようになるのかなというのは一応理解するところです。では、情報公開ではなくて、公文書管理法の方の世界ではどうなっているかと言いますと、今日最初にお示しいただいた、資料 2 の 1 ページのところをご覧くださいとお分かりいただけるのですが、17 条に本人情報の取扱いの規定があって、この規定により死者の個人情報を出していいと言っているわけではないのですけれども、その情報が本人にも関係する部分があれば、個人情報として、本人が活用できるという仕組みになっている。ここは、法律と条例との違いの部分だろうと思います。どっちを根拠にしていくか、考え方を整理するかというところになるので、結果としてはこのようになるのですけれども、あえて言えば、死者の相続人に対する利用と

というのはそんなに多くないのかなということは考えます。ただ、それはすでに作られている条例の中で、郡山市としては住民の意思、あるいはそれを代表する議会の意見があって、このような仕組みを作られているというので、それを、非現用になっても活用したいという場合があるということで、整理されたのだろうなという風に、理解をいたしました。

石田座長 はい、ありがとうございます。ところで、梅原委員にお尋ねしますが、情報公開ということ的前提にして現在のところをまとめていくのと、個人情報保護を前提にして個人の問題、亡くなった方の問題を扱うということは、やっぱり大きな差があるのですかね。

梅原委員 正直言いますと、若干差はあるという風に思います。おそらく郡山市のこの場合は、法律の範囲よりも少し広い人たちの利用ができるようになるだろうという風に考えられます。まず、ここで、ちょっと整理をさせていただくと、まず、公文書管理法とか条例というのは、作成から非現用になった歴史公文書まで全部を含んだ、条例あるいは法律の作りとなっているというのが、一つ。そのうちの現用段階における公開について考えているのは情報公開法・条例であり、非現用文書については、今回、この公文書管理条例の中に、これから利用の話が書かれることによって、おそらく公開できるようになるわけです。ですので、まず、公文書管理全体の条例とか法律が一般法であって、そのうちの公開の部分だけを規定しているのが情報公開条例だと。ただし、世の中の流れは、公開するのが先ということでできてしまって、こういった管理条例というのが後になってできてしまったというのが日本の状況なので、順序は逆だなということになるのですね。それで、もう1つ言いますと、情報公開条例は、全ての人に見せる情報は基本同じという考え方なので、例えば、亡くなったお父さんの情報を知りたいと言っても、見たいお父さんが亡くなってしまっていると見られない。本人は、この場合はですね、情報公開ではなくて個人情報保護として取り扱うという、そういう整理になっているかと思います。個人情報の問題は、昨今色々問題があって、国も地方自治体も統一の新しい法律になりましたので、その中では、死者の個人情報は実は扱っていないということになるので、実際問題として公開の範囲は限定されると思います。ただ、今回のものですと、自治体に特有な条例の中で決めてやっていて、それは、委員や議会の賛同を得た、運用されている条例の中でされていることと同じにしたいという、こういう提案だろうと思いました。以上でございます。

石田座長 そうしますと、故人の方へこう侵入していくような課題みたいのはないですか。公開を進めていく上で。

梅原委員 そもそも歴史公文書は、お話あったように、30年経ったら誰でも見られるようにしましょうねと、特例、イレギュラーなものは除いてということなので特定歴史公文書は原則は見られるという、そういう発想があります。けれども、

これは自治体になるとそうだと思いますけど、この話だと、誰それさんだよねと言って顔が見えてくるという、そういうのは自治体における、非常にある面で言うと難しさ、国の場合は顔が見えないと思いますけども。自治体で資料を見た時に、あの人知っているよねっていう人が絶対増えると思います。ですので、先ほどのように、精緻に確認をしたりすると、やっぱり日数も30日とかかかっちゃうのかなと感じる部分です。個人情報の開示で死者という風に扱わないので、そういった部分では、実際には、自分の記述が載ってこない、なかなか親子関係でも本人の確認ができない、実際に例えば戸籍だと、家族関係が載っていたりするので、お父さんの情報でも見られるっていうのが、一般的な個人情報保護と、公文書管理法の整理かなという風に思います。

石田座長 ありがとうございます。

石田座長 色々整理していただいて、ありがとうございました。それでは、続きまして、論点5、特定歴史公文書等の廃棄についてお願いいたします。

事務局 【説明】
資料7 特定歴史公文書等の廃棄

石田座長 これはまことにシンプルですね。これからいろんなものが出てくるっていうことなのでしょうね。ご意見いただきます。はい、どうぞ。

白井委員 確認です。今の事務局のご説明を踏まえて、14ページの資料7でいけば、法の25条の解釈として、米印で「劣化により全く判別不能になり、保存する意味がなくなった場合等」という風に解釈がついているわけですが、郡山市の案においても、この条文案が1番最後についていますが、その解釈に準ずるということでしょうか。

事務局 はい、私もこの条文を見させていただいて、国の「重要でなくなったと認める場合」という表現が、今の下の米印の使い方であれば、微妙なところもあるかなと思いました。ですから、この部分の表現は、「重要性がなくなった」というところをきちんと押さえた上で言葉を決めていかなければならないのかなという風に思いまして、ちょっと加えさせていただきました。

白井委員 これからさらに精査をされるというニュアンスも今あったので、ここであまり言わなくてもいいのかもしれませんが、間違っても公文書の内容が重要でなくなったと後から判断して捨てるのではないということだけは一応申し上げておきたいと思います。

事務局 その思いを持ちまして、今ほど発言をさせていただきました。失礼しました。わかりづらくて申し訳ございません。

石田座長 その他はございませんか。

白石委員 いいですか。私も白井委員と同じ考えです。私も国の公務員として働いているので、法律がこういうシンプルな条文になっていて、しかし、解釈、法の精神としては、この米印の補足説明のとおりだっていうことは分かっています。が、やはり白井委員がおっしゃっているのは、今いる我々や、今担当されている職員の皆さんはこの解釈の精神を把握していても、20年後、30年後、40年後、人がいろいろ変わった時に、万が一その物理的な劣化ではなくて、内容的に陳腐になったというような、そういうちょっと恣意的な解釈で文書が廃棄されるっていう可能性を恐れているのだと思うのです。それで、私なんかは法律素人なのでいつもこの条項を見るたびに思うのですけれども、この米印の補足説明を この条例の条文に組み込んでしまってもいいのではないかと思うのですけれども、そういうのはあんまり法律の世界では馴染まないのでしょうか。それはちょっと、どなたか知っている方がいらっしゃったら、教えていただきたいぐらいですけど。

事務局 はい。座長よろしいですか。私共の課で法規審査する部分がございます、やはり文言がきちんと整理されてないと、後でまた自分たちが作った条例をどういう意味だろうって解釈していることがあるのです。ですから、そういったことのないように、やはりその言葉を正確に置き換えておくというのは、非常に重要だと私も思っていますので、先ほど、このままいくと重要でなくなってしまうと、誤解を招く危険性はあるのかなという思いがあったものですから、この辺は、他市の条例などを見ながら、よりこの米印の意図に、かなうような、そういった表現が必要かなという思いがあったものですから、そういった意味で申し上げました。

白石委員 はい、わかりました。それなら安心します。ありがとうございます。

石田座長 80年後ぐらいに耐えるということになると、歴史史料としての認識っていうものは恣意的に捉えて変わるってことはあり得ますよね。我々の長い歴史の中で江戸では、良しと思ったものが、明治がダメだと思ったら明治が問われた。今いろんなものが問われているので、やっぱり米印ぐらいの内容は入れといた方が安心するのではないかな。それ以外はダメだと。梅原委員どうですか

梅原委員 これは難しく、私もこの部分について詳細には理解をしているわけではないのですけれども、条文としてはこうですが、解釈がついてると。ここまでは、皆さんお分かりいただいているのですけど、これを分かりやすく条文を作るのかどうなのかという辺りは、法テクニカル的なところがあるので、それも1つの手だなというのも思いますし、それは、今までのいろんな条例とか、事例とかと、どう適合性が取れるかどうかというところも考えないといけないので、その辺も合わせて、ご専門のところで見たいと思います。また、本

当にそういうことで処分するものが出てきたら、その時は、条例改正とかをせざるを得ないことになるのでしょうかね。基本的な考え方というのは変わらないはずですけども、何十年も先にはまた変わっているかもしれないので、それはあり得るのかもしれませんが。

石田座長 ありがとうございます。ここまで進めてまいりましたけれども、この後の内容については、大体、この形で。事務局の方でさらに、説明することはございますか。

事務局 以上でございます。ただ、資料 8 として、前回までの条例の考え方をまとめたものがついてございますが、基本的には、作らせていただいた指針を表現しているところでございますし、前回の説明を、反映することでございますので、説明は省略させていただきます、事前に資料お送りしていますので、皆様からご質問等あれば、答えさせていただきたいと思います。

石田座長 ありがとうございます。全体的なこととして、それぞれ委員の方、今日一言ずつ感想をいただいてまとめたいと思うのですが、いかがでございましょうか。白石委員どうでしょうか。

白石委員 はい。一步一步郡山市の公文書管理条例に近づいているなど、歴公館という新しい組織が徐々に設計図ができあがりつつあるのだなというのが感じられますので、こういった資料をまとめてくださっている担当職員の皆さんに、本当にご苦勞様ですと頭を下げたいと思います。今後は、公文書管理条例の条文の検討ですとか、論点の審議ですとか、そういった次の段階に多分入っていくのかなと思いますので、できるだけ歴公館の職務としてどういったことが、想定されるのか、そういうのをイメージしながら、リンクさせながら、議論できていけばいいかなという風に思っております。はい、引き続きよろしく願います。

石田座長 徳竹委員いかがでしょうか。

徳竹委員 はい。大変あの細かい作業に入ってきておりまして、1 歩 1 歩形を整えておられるので、私としてもむしろ、勉強させていただいているというような感じがいたします。もちろん思うところがあれば遠慮なく意見は言いたいというふうに思いますけれども、今後もあんまり慌てて間違えても仕方がないと思いますので、1 歩 1 歩やっていくのが良いのかなと。そのお手伝いができればいいかなというふうに思っております。どうもご苦勞様です。

石田座長 梅原委員、よろしくお願いします。

梅原委員 はい。最初のところで、話になりました目録のところですが、国立公文書館で

は、目録を作成するに当たって、どういう基本的な考え方を持っているかというのを書いたものの中に1つ、その作成単位をどうするかというところなのですけれども、原則は1つ1つの簿冊ごとにしていますよと。その中の細かい件名については、置き換えることができるものもあるんですけれども、必須とまではしてなくて、それは物理的な作業の問題があると。それは、入ってくる分量と、それから1年間に排架するという、そういった問題もあり、ここは事務的なところになるので、歴公館となる側、それから過去の今までのものなども、参考にしながらまさに作っていかないといけない、基本的な整理方針みたいなものは作らないといけないと思いますけど、これは歴公館側なのか、まあ準備室というのか、やることいっぱいありますねという、そんな感じがいたしました。よろしく願いいたします。ありがとうございます。

石田座長 白井委員。

白井委員 はい。白石委員が最初におっしゃっていたとおり、いよいよその条例案が次は出てくるのだらうなと思って、今日は終わりの方は聞いておりました。説明は省略されましたが、資料8、これはパブリックコメントのことになっていると。すみませんが、郡山市の議会の日程までは存じ上げていませんけれども、来年の4月1日に条例施行の予定ということになりますと、条例の案を作って議会にかける、かけてっていう、これからのスケジュールを、しん酌しますと、9月かなり大変な作業をやって、結構きちんと条文を見ないといけないと。しかも、パブコメをやるってことは、10月初めにやらないと、これかなり厳しい日程になるはずなんですね。ですから、9月は会議というので、おそらく情報が出てくるとなると、もうそれはほぼほぼ固まってきて、かなり細分の調整をやって、それで、もうこれでもうすぐパブコメを始めるぐらいのおそらくスケジュールになってくるといって、これかなりタイトな話だというふうに思います。ですから実のところ大枠は分かってきましたけれども、ちょっと詰めのなきやいけないことがまだまだあるように思うので、その点、事務局の皆さん、ご苦労されるかと思いますが、懇談会全体として、ご協力できればいいなと思った次第であります。感想ともなるともつかないです。すみません。以上です。

石田座長 大河委員お願いします。

大河委員 ただいまの白石委員の意見の内容もとてもだと思います。ただ、ここに参加してまして、着々と準備できているなということを感じていますが。今日の審議の中の中核のところは、目録の作成っていうかな、これは割と後を引くのではないかと感じました。これをちゃんとやってかないと、その影響を及ぼすなと感じました。現在の案だということはあるのですが、それを、ご検討よろしく願いしたい。そういう感想です。

石田座長 はい、ありがとうございました。今回は、大激論で進めてきましたが、それが組み込まれてきて、今日に臨みましたので、いくつか整理されてきたことがあるのだろうと思っております。私、個人的なこと言えば、東日本大震災、その後のいろんな公文書関係が大混乱したような中で文書をきちんと残しておかないと 100 年後に耐えられないという、非常にそういう思いがあって、国は本当に公文書として郡山市に伝えたのか、県は伝えたのか、郡山市独自で動いたものは何かというようなことやらないと、中核市の中でも先進的な取り組みを今、公文書館でやっているの、これが見本になるので頑張ってまとめていきたいと思いますが、またよろしく願いいたします。ありがとうございました。

事務局 委員の皆様、積極的に、ご発言、ご意見賜りましてありがとうございました。以上で本日の次第、全て終了になります。以上を持ちまして令和 5 年度第 2 回郡山市公文書を閉会いたします。大変お忙しい中、ご出席賜りましてありがとうございました。お疲れ様でした。